

三石委員長

ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、職員の退職手当に関する条例の改正議案等が、閉会日に追加提出される予定ということであるので、その議事手続について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案の追加提出について

三石委員長

まず、追加提出予定議案について、総務部長、説明願う。

梶総務部長

今議会の閉会日に追加提出する予定の議案について、御説明させていただく。
まず、お手元の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案の概要という資料をごらん願う。
人事院による官民の支給実態に関する調査等を受け、官民均衡を図る観点から、国家公務員の退職手当の支給水準を引き下げることを内容とする国家公務員退職手当法等が、12月8日に成立、15日に公布され、来年1月1日から施行される。別紙に記載しているが、法改正の閣議決定が行われた11月17日には、総務副大臣通知で、地方公務員についても、国家公務員に準じて必要な措置を講ずるよう要請があったところである。
本県としても、職員の退職手当制度については、国家公務員の制度に準ずるという従来からの基本的な考え方などに基づいて慎重に検討した結果、今般の法律改正等の趣旨に沿った内容、具体的には県の条例改正の概要に記載しているが、調整率を国の改正のとおり引き下げを行うものである。職員への周知期間などを考慮して、平成30年2月1日を施行日とする改正を行おうとするものである。
この点については、去る11月27日に職員団体に提示し、一昨日の17日に最終的な話し合いを行ったが、4月1日から施行すべきと主張する職員団体との間で残念ながら合意には至らなかった。
しかしながら、本年度末に退職する県職員に対し、国家公務員の支給水準を上回る退職手当を支給することは、県民の皆様の御理解を得られないと考えており、加えて、県職員に早期に制度を周知させていただく必要もあることから、今議会に条例議案を提出させていただこうとするものである。
次に、高知県採用委員会の委員及び予備委員に関する人事案件について、御説明させていただく。お手元の高知県採用委員会委員及び予備委員名簿案新旧一覧という資料をごらん願う。
委員のうち、山下訓生委員、西原眞一委員の任期がそれぞれ本年12月31日をもって満了することから、それぞれ再任することについて、同意をお願いするものである。続いて、予備委員について、鶴岡香代委員の任期が同じく本年12月31日をもって満了することから、こちらも再任することについて、同意をお願いするものである。
以上である。よろしく願う。

三石委員長

何か、質問はないか。

(な し)

2. 議事手続について

ア 提出者の説明

三石委員長

次に、議事手続についてである。

先ほど総務部長から説明のあった追加提出議案3件については、閉会日の本会議において、議案及び請願を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

イ 分離採決

三石委員長

次に、まず2件の人事議案については、慣例のとおり、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに分離採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

次に、退職手当議案については、人事議案を採決の後、本会議を休憩し、人事委員会の意見を聞くことになるので、御了承願う。

(了 承)

ウ 質疑

三石委員長

次に、退職手当議案に対する質疑については、いかがでしょうか。

石井委員

県民の会、質疑を行う。

三石委員長

それでは、質疑を行うということであるので、発言者数は申出会派から1人以内、発言時間は15分以内、発言回数は3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

次に、資料1、質疑の発言通告書の提出期限についてであるが、明日、12月20日水曜日の正午としたいが、いかがか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申し合わせで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

エ 委員会付託

三石委員長

次に、委員会への付託についてである。

本会議を再開して質疑の後、総務委員会に付託することにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。
なお、委員会に付託後、再度、本会議を休憩し、委員会審査を行うこととなるので、御了承願う。
閉会日の日程は、閉会日の議運で御協議いただくが、現時点で想定される閉会日の議事日程を、事務局に説明させる。
横田議事課長、説明願う。

(横田議事課長、説明)

三石委員長

何か、質問はないか。

(な し)

3. その他

三石委員長

最後に、その他で何かないか。

(な し)

三石委員長

それでは、本日の協議事項は、以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の12月21日木曜日午前9時から開催することとする。
協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。